

# チャレンジ!! 組合士

組合の力をさらに伸ばすために!

平成29年度

## 中小企業組合検定試験

1組合1組合士  
組合の明日を拓く組合士

検定試験を受けて  
組合士になろう!!

### 12月3日(日)

- 受験資格/特になし  
ただし、組合士として認定されるには組合等での実務経験が必要です。
- 試験科目/組合会計 組合制度 組合運営
- 試験日/平成29年12月3日(日)
- 試験地/21都市  
札幌・青森・仙台・秋田・郡山・さいたま・東京・長野・静岡・名古屋・大阪・松江・岡山・広島・山口・高松・福岡・長崎・大分・鹿児島・那覇
- 願書受付期間  
平成29年9月1日(金)~10月13日(金)
- 受験料/5,000円 (一部科目免除者は3,000円)

■ お問い合わせ先  
お申し込み方法など詳しいことは、最寄りの都道府県中小企業団体中央会または、全国中小企業団体中央会 (TEL.03-3523-4907) までお問い合わせください。

組合士

主催/ 全国中小企業団体中央会  
後援/ 中小企業庁  
協力/ 都道府県中小企業団体中央会



### 組合運営 あれこれ Q&A

#### 定款変更の効力発生時期について

##### Question

中協法第51条第2項において「定款の変更は、行政庁の認可を受けなければならない。」と規定されていますが、変更した場合、その効力の発生時期は、認可をしたときですか、それとも組合が変更議決をしたときですか。

##### Answer

定款変更の認可は行政処分であり、認可があったことを組合が知り得たとき、すなわち認可書が組合に到達したときから効力が発生することになります。

#### 法令の改廃等により当然変更する 定款の変更手続について

##### Question

法令の改廃により既存の定款の規定が当然に変更される場合の定款変更は、変更される定款の規定は法律上無効であるから、総会の議決を経ないでこれを変更することができますか。

事務所の所在地が、行政区画の変更により変更する場合等定款規定の中で事実を基礎を有するものは、その事実の変更により定款を変更する場合には、上述の理由により、総会の議決を必要としません。

##### Answer

法令の改廃による定款変更であっても総会の議決並びに行政庁の認可は必要であり、行政区画の変更等に伴う定款変更についても同様と解します。